１１月から通年の会期制を導入しました。

那賀町議会は、平成２８年１１月１日から地方自治法第１０２条の２第１項の規定に基づく「通年の会期制」を導入しました。

通年の会期制に当たっては、平成２８年９月定例会におきまして、全会一致で可決されました。

会期は、１１月１日から１０月３１日までの１年間とし、従来の定例会や臨時会の区分がなくなり、いつでも会議が開ける状態になります。議会と行政がそれぞれ町民に説明責任を果たし、迅速な対応ができるものであり、町民全体の福祉の向上につながることが期待されております。

議会を開く日を条例で決めました。

開催月	会議名称	定例日
平成28年11月	11月定例会議	25
12月	12月定例会議	6、7、8、16
平成29年 1月	1月定例会議	18
2月	2月定例会議	15
3月	3月定例会議	7、8、9、17
5月	5月定例会議	24
6月	6月定例会議	27、28、29、7/7
8月	8月定例会議	9
9月	9月定例会議	5、6、7、20
10月	10月定例会議	4

※上記の日以外にも、必要なときはいつでも会議を開くことができます。
また、議案がない場合は会議を開催しないこともあります。